

## Trend Micro Deep Security as a Service Provided by DIS 利用規約

利用申込の前に必ずお読みください。

Trend Micro Deep Security as a Service Provided by DIS（以下、「DSAAS」という）を利用申込の前に、次の利用規約（以下「本規約」といいます）をよくお読みください。

DSAAS とは、トレンドマイクロ株式会社（以下、「トレンドマイクロ」という）のサーバ向けクラウド型セキュリティサービス「Deep Security Advance」を、お客様が管理サーバを導入することなく、インターネット経由（SaaS）で利用できるサービスです。

お客様は、ダイワボウ情報システム株式会社（以下「DIS」という）所定の Web ならびに書面にて利用申込を行うことによって、本規約のすべての条件に同意したものとみなされます。本規約の条件に同意いただけない場合には、利用申込を中止してください。

### 第1条（定義）

本規約においては、別段の定めのある場合を除いて各用語の定義は次のとおりとします。

1. DSAAS とは、トレンドマイクロのサーバ向けクラウド型セキュリティサービス「Deep Security Advance」を、お客様が管理サーバを導入することなく、インターネット経由（SaaS）で利用できるサービスを意味します。サービスの仕様等の詳細は DIS が別途提示する「ガイドブック」にて定めるものとし、お客様は「ガイドブック」に記載される内容に従い、DSAAS を利用するものとします。なお、DSAAS には利用期間により利用期間が月単位のものと同単位のものを選択することができます。
2. 「本ソフトウェア」とは、DSAAS を利用するために、お客様が DSAAS を利用するコンピュータ・システムに本ソフトウェアをインストールのうえ、DIS がお客様に対して提供するトレンドマイクロのサーバ向けクラウド型セキュリティサービス「Deep Security as a Service」ならびにそのバージョンアップ版およびパターン・アップデートを意味します。
3. 「DSAAS 利用契約」とは、お客様が DSAAS を利用するために本規約に基づき、DIS とお客様によって締結される書面または電子媒体による契約を意味します。なお、お客様は DIS が定める基準により算定される数量（以下、「ライセンス数」という）にて「DSAAS 利用契約」を締結するものとします。
4. 「ドキュメンテーション」とは、印刷または電子的なフォームによってトレンドマイクロ社が作成し、DIS がお客様に提供する DSAAS のマニュアルおよびオンラインヘルプ・ファイルを意味します。
5. 「スタンダードサポート」とは、DSAAS 利用契約の有効期間中、トレンドマイクロがお客様に提供するサポートサービスを意味します。その内容および利用条件等の詳細は本規約およびガイドブックにて定めるものとし、お客様は本規約およびガイドブックに記載される内容に従いスタンダードサポートを利用するものとします。
6. 「バージョンアップ版」とは、本契約有効期間中にトレンドマイクロが DIS を通じてお客様に提供するバグフィックス版および改良版等の本ソフトウェアの新バージョンを意味します。
7. 「パターン・アップデート」とは、本ソフトウェアにおいてウイルス等のスキャンングおよび駆除のために使用され、かつ、トレンドマイクロが DIS を通じて随時更新およびリリースするパターンファイルを意味します。

8. 「コンピュータ」とは、DSAAS を利用するために本ソフトウェアをインストールして、DSAAS を利用するサーバ等のお客様が自己所有するコンピュータ（お客様が自己使用するリース物件またはレンタル物件を含みます）を意味します。コンピュータはトレンドマイクロの Web ページ（<https://www.trendmicro.co.jp/jp/business/products/tmdsaas>）に掲載している最新のシステム要件に記載のオペレーティングシステムソフトウェアが稼動するコンピュータに限られるものとします。なお、コンピュータは物理的ではなく論理的なコンピュータ（例：1 台の物理的コンピュータに独立した OS を持つ 2 台の論理的コンピュータ）である仮想マシンも含むものとします。
9. 「RK」とは、レジストレーションキーの略称で、DSAAS の利用前に DSAAS の正式な ID を取得するために使用する DIS から利用者へ送付する認証記号を意味します。
10. 「Licensing Management Platform（以下、LMP という）」とは、お客様においてライセンス数の確認などの機能を有する、トレンドマイクロのサーバ上に置かれる Web コンソール（トレンドマイクロが DIS を通じて利用者へ提供するインターネット上の入力装置）を意味します。その機能、仕様、運用ルール、使用方法等の詳細はガイドブックにて定めるものとし、お客様はガイドブックに記載される内容に従い、LMP を使用するものとします。
11. 「体験版」とは、トレンドマイクロが DIS を通じて 30 日間に限り無償でお客様へ提供する DSAAS の体験版を意味します。
12. 「ガイドブック」とは、トレンドマイクロおよび DIS が DSAAS および LMP の機能、仕様、運用ルールおよび使用方法、ならびにスタンダードサポートの仕様および構築・運用ルール等の詳細を定めるドキュメントを意味します。トレンドマイクロおよび DIS は DSAAS、LMP およびスタンダードサポートの仕様変更等に伴い、ガイドブックの内容を変更することができるものとします。
13. 「各クレジット会社」とは DSAAS 利用料金債権を DIS が債権譲渡する会社で、お客様が DSAAS 利用料金の支払いに、利用する会社（各クレジット会社名は、別紙のとおりです）
14. 「DSAAS 年額パッケージ」とは DSAAS につき、DIS 所定の期間利用できる権利を、譲渡可能とするため書面等にしたものという意味します。
15. 「販売店」とは、DIS より「DSAAS 年額パッケージ」を購入し、お客様へ販売する法人を意味します。
16. 「関連会社」とは、(1) お客様の子会社親会社、または親会社を同じくする法人等 DIS が規定した認定基準を満たす法人 (2) お客様が政府機関である場合、DIS が規定した認定基準を満たし、日本国内に所在する機関、もしくは (3) お客様が非営利団体である場合、DIS が規定する非営利団体としての認定基準を満たし、お客様と同じ日本国内に所在する機関を意味します。関連会社の要件を満たさない法人が DSAAS を利用する場合は、別途利用申込をする必要があります。

## 第 2 条（契約）

1. お客様が利用申込した DSAAS は、お客様と DIS との間で本規約記載の条件に従い DSAAS 利用契約が成立した場合、DIS はお客様および関連会社（以下、総称して「お客様」という）に対してお客様が自己所有するコンピュータにおいてセキュリティ対策を目的として DSAAS を利用する日本国内における非独占的、再許諾不可能かつ譲渡不可能な権利を許諾いたします。かかる権利は、本製品に関する支払いを含め、本契約の条項をお客様が継続的に遵守することを条件とします。ただし、体験版をお使いのお客様に対して、DIS が許諾する権利は 1 回かつ 30 日間の利用に限るものとします。

2. DSAAS 利用契約は、お客様が DIS 所定の Web ならびに書面にて DSAAS を利用申し、お客様が利用申込時に記載したメールアドレスへ、DIS が DSAAS 利用のための仮 ID、パスワードおよび RK を電子メールにて送信した時点で成立いたします。なお、DIS は次の各号のいずれかに該当する事情がある場合には、利用申込を承諾しない場合があります。また、DSAAS 利用契約成立後であっても、次の各号のいずれかに該当する事実が判明した場合には、ただちに DSAAS 利用契約を解除することができるものとします。
  - (1) DSAAS 利用契約の申込に虚偽の事項を記載したことが判明した場合
  - (2) お客様が、DSAAS の利用料金の支払いを現に怠り、または怠るおそれがあると DIS が判断した場合
  - (3) DSAAS 利用契約の申込みをした者の年齢が満 13 歳未満であるとき（満 12 歳に達した日の翌日以降の最初の 4 月 1 日が到来しているときを除きます。）。
  - (4) DSAAS に限らず DIS が提供する全サービスにおいて、過去に不正利用などにより利用契約の解除、またはサービスを停止されていることが判明した場合
  - (5) 事由の如何にかかわらず、トレンドマイクロが DSAAS の利用を承諾しない場合。
  - (6) その他 DSAAS 利用契約を締結し継続することが、技術上または DIS の業務の遂行上著しい支障があると DIS が判断した場合
3. 前項により DSAAS 利用契約が成立した後、DIS はお客様に対してメールにてお客様が本ソフトウェアをインストールするための情報を送信します。DIS が送信した DSAAS の ID、アクティベーションコード、RK およびライセンスキーを利用することにより DSAAS の利用が可能になります。なお、DSAAS を利用するコンピュータの総数が、DSAAS 申込後に DIS がお客様へ提供する LMP 表記のライセンス数を超える場合、お客様は、DIS 所定の条件のもと、DSAAS を追加申込する必要があります。
4. お客様がライセンス数の追加を希望する場合は、DIS 所定の Web ならびに書面にて追加申し、お客様が追加申込時に記載したメールアドレスへ、DIS が DSAAS 利用のための仮 ID、パスワードおよび RK をメール送信したときに、追加申込の契約が成立いたします。なお、DIS は本条第 2 項各号のいずれかに該当する事情がある場合には、追加申込を承諾しない場合があります。
5. お客様は、申込時に届け出ていただいたお客様連絡先（氏名、名称、住所もしくは居所、連絡先の電話番号もしくはメールアドレス又は請求書の送付先をいいます。以下同じとします。）に変更があったときは、そのことを速やかに DIS に DIS 所定の方法により届け出ていただきます。
6. DIS は、前項の届出があったときは、その変更のあった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。
7. お客様は、前々項の届出を怠ったことにより、DIS が従前のお客様連絡先に宛てて書面等を送付したときは、その書面等が不到達であっても、通常その到達すべき時にお客様が通知内容を了知したものととして扱うことに同意していただきます。
8. お客様が事実と反する届出を行ったことにより、DIS が届出のあったお客様連絡先に宛てて書面等を送付した場合についても、前項と同様とします。
9. 前 2 項の場合において、DIS は、その書面等の送付に起因して発生した損害について、一切の責任を負わないものとします。
10. DIS は、お客様連絡先が事実と反しているものと判断したときは、この規約の規定によりお客様に通

知等を行う必要がある場合であっても、それらの規定にかかわらず、その通知等を省略できるものとします。

### 第3条 (DSAAS 利用契約の地位の承継)

1. 相続又は法人の合併もしくは分割によりお客様の DSAAS 利用契約上の地位の承継があったときは、相続人、合併後存続する法人、合併もしくは分割により設立された法人又は分割により営業を承継する法人は、DIS 所定の書面にこれを証明する書類を添えて、DIS まで届け出ていただきます。
2. 前項の場合に、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうち1人を DIS に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。
3. DIS は、前項の規定による代表者の届出があるまでの間、その地位を承継した者のうちの1人を代表者として取り扱います。
4. お客様は、第1項の届出を怠った場合には、前条の規定に準じて取り扱うことに同意していただきます。

### 第4条 (利用料金)

1. DSAAS 利用契約が成立した後、お客様は別紙所定の料金表とその支払条件に従い、DSAAS の利用料金（以下、DSAAS 利用料金といいます。）を支払うものとします。
2. DSAAS は毎月1日から月末日までを月額利用期間とします。ただし、利用期間途中で利用開始、利用終了（解約）の場合でも月額の DSAAS 利用料金を申し受けます。日割り計算は行いません。
3. DSAAS には DIS が定める期間利用できるサービス（DSAAS 年額パッケージを含む、以下、DSAAS 年額版という）につき、お客様が DSAAS 年額版を選択しかつ DSAAS 利用契約が成立した場合、お客様は DIS ならびに DIS の販売店が提示する料金とその支払条件に従い DSAAS 年額版の DSAAS 利用料金全額を支払うものとします。

別紙に定める DSAAS 利用料金を変更する場合、DIS は事前にお客様へお客様が登録したメールアドレスへメール送信あるいはお客様連絡先へ書面の郵送を行うこととします。

### 第5条 (利用料金の支払)

1. お客様は、DSAAS 利用料金の支払いについて、DIS が定める期日までに、次の方法により DIS が指定する金融機関等において支払っていただきます。ただし、お客様が DIS の販売店より DSAAS 年額版を購入した場合、その DSAAS 利用料金の支払について、お客様は、販売店が提示する条件に従うものとします。
  - (1) クレジットカード (JCB、VISA、MASTER、AMEX が利用可能です)
  - (2) 預金口座振替 (金融機関との手続きが必要です)
  - (3) 請求書払い (審査の結果請求書払いをお受けできない場合があります)
2. DIS は、DSAAS 利用料金の支払いについて、次のいずれかに該当したときは、払込票の発行あるいは指定銀行口座への振込依頼を行います。この場合において、お客様は、第1項の規定により指定した支払方法にかかわらず、その払込票を使用してお支払あるいは指定口座への振り込みを行っていただきます。
  - (1) 口座振替に係る金融機関等の手続きが完了する前に料金等の支払いを要するとき。

- (2) 口座振替による料金等の引き落としが2回連続で完了しなかったとき。
- (3) クレジットカード会社又は金融機関等によりお客様の指定したクレジットカード又は支払口座の利用が停止されたことをDISが知ったとき。
- 3. お客様は、クレジットカード支払いの場合のDSAAS利用料金等の債権について、DISがソフトバンク・ペイメント・サービス株式会社を通じて、各クレジット会社に譲渡することを承諾していただきます。
- 4. 前項の譲渡に関して、お客様は、あらかじめ次の各号について同意していただきます。
  - (1) お客様に係る氏名、名称、住所もしくは居所、連絡先の電話番号及び請求書の送付先ならびにその他債権の請求及び回収を行うために必要な情報をDISが各クレジット会社に提供すること。
  - (2) 各クレジット会社が請求した債権について、その支払期日を経過してもなお支払いがない場合に、各クレジット会社からDISへその旨の通知を受けること。
- 5. 第4項の場合において、DIS及び各クレジット会社は、お客様への個別の通知又は譲渡承諾の請求を省略するものとします。

※ソフトバンク・ペイメント・サービス株式会社の窓口等ではお支払いいただけませんのでご注意ください。

#### 第6条（債権の買戻し）

DISは、前条の規定により譲渡した債権について、DISが必要と判断した場合には、各クレジット会社から債権の全部又は一部を買い戻して請求できるものとします。

2 前項の規定により債権を買い戻す場合には、DISおよび各クレジット会社は、お客様への個別の通知又は譲渡承諾の請求を省略するものとします

#### 第7条（同意事項）

お客様はDSAASを利用するにあたり、次の事項に同意するものとします。

(1) トレンドマイクロおよびDISが電気通信事業者法第4条に定める通信の秘密に該当するお客様の通信記録および情報を閲覧することが可能となること。

(2) お客様に電子メールが到達する前に、トレンドマイクロが保有するサーバにおいて、お客様の電子メールに対し悪影響のありうるコンテンツの有無をシステムによって自動的に判定すること。

(3) スпамメール送信元からの接続を制御することを目的とした機能により、スパムメールと通常のメール両方を送信するサーバがあった場合等は、当該サーバを接続拒否や配送遅延処理の対象とする可能性があり、当該接続拒否や配送遅延処理の対象となったサーバからのメール受信が必要な場合には、トレンドマイクロが指定する方法によるホワイトリストへの登録等が必要となること。

#### 第8条（著作権等）

- 1. DSAAS、本ソフトウェアおよびドキュメンテーションならびにガイドブック（以下、総称して「DSAAS」といいます。）に関する著作権、特許権、商標権、ノウハウおよびその他のすべての知的財産権はDISまたはトレンドマイクロへ独占的に帰属します。
- 2. お客様は、DISの書面による事前の承諾を得ることなく、DSAASを第三者へ賃貸、貸与、販売または譲渡できないものとし、かつ、DSAASに担保権を設定することはできないものとします。加えて、お

お客様は、DIS の書面による事前の承諾を得ることなく、お客様の顧客サービス（有償、無償を問わず営利目的または付加価値サービスとして第三者へ提供されるサービス）の一環として DSAAS を利用することはできないものとします。

3. お客様は、DSAAS につき、リバースエンジニアリング、逆コンパイルまたは逆アセンブルすることはできないものとします。お客様の改造に起因して DSAAS に何らかの障害が生じた場合、DIS ならびにトレンドマイクロは当該損害に関して一切の責任を負わないものとします。

## 第9条（DSAAS の利用）

1. お客様は日本国内に限り、本規約、ドキュメンテーションおよびガイドブックならびに必要なに応じて DIS またはトレンドマイクロより通知する内容に従い DSAAS を利用することができるものとします。
2. DSAAS の利用にあたり、本ソフトウェアのパターン・アップデートをはじめとするガイドブックに定める処理をトレンドマイクロ、または DIS が実施することがあり、その場合 DIS またはトレンドマイクロはお客様に事前の承諾をえることなく、お客様のサーバを含むコンピュータ・システムにインターネットを通じてアクセスし、必要な処理を実施することができるものとします。
3. 本ソフトウェアはバージョンアップ版が提供されることがあり、その場合 DIS はお客様に電子メールにて必要な情報を提供します。お客様は DIS からの電子メールの通知にもとづき、バージョンアップ版をダウンロードのうえコンピュータにインストールするものとします。なお、バージョンアップ版をインストールしない場合、DSAAS およびパターン・アップデートの利用が一部ないし全部できない場合があり、かつスタンダードサポートを利用できないことがあることをお客様は承諾するものとします。

## 第10条（保証および責任の限定）

1. DIS およびトレンドマイクロは、DSAAS（本ソフトウェア、ドキュメンテーション、ガイドブック、DSAAS に使用されるシステムおよび本ソフトウェアの自動的なバージョンアップやプログラム修正による不具合、日本国外での利用を起因とする不具合、お客様の電子メールの未達、ロスト、遅延や検索サービス上の問題などを含むがこれに限定されない。本条において以下同様とする。）およびスタンダードサポートに関して一切の保証を行わないものとします。また、DIS およびトレンドマイクロは、DSAAS の機能およびスタンダードサポートがお客様の特定の目的に適合することを保証するものではなく、DSAAS の物理的な紛失、事故および誤用等に起因するお客様の損害につき一切の補償を行いません。
2. DIS およびトレンドマイクロは、お客様が LMP を使用した結果（お客様が入力した情報、発行した ID および RK、ならびにその使用の結果を含む。以下「LMP 使用の結果」という）、お客様による本ソフトウェアのバージョンアップまたはプログラム修正遅延の結果（以下「バージョンアップ遅延の結果」という）、トレンドマイクロにより自動的に行われる DSAAS に使用するシステムおよび本ソフトウェアのバージョンアップまたは修正プログラム適用の結果（以下「バージョンアップの結果」という）、に関して一切の保証を行いません。
3. DSAAS、体験版、LMP 使用の結果、バージョンアップ遅延の結果、バージョンアップの結果、または

サポートサービス等に起因して利用者もしくはその他の第三者に生じた結果的損害、付随的損害および逸失利益に関して DIS およびトレンドマイクロは一切の責任を負いません。

4. 第 11 条 1 項および 2 項に記載されるユーザ登録、ユーザ登録変更、もしくは、お客様連絡先変更の届出がなされない場合またはその内容に不備がある場合、DIS からお客様への通知、郵送およびその他のコンタクトの不達により生じる不利益ならびに損害については、お客様の責任とします。
5. お客様が期待する成果を得るためのソフトウェアプログラム（DSAAS を含みますがこれに限られません）の選択、導入、利用および利用結果については、お客様の責任とします。DSAAS の利用、スタンダードサポートならびに第 11 条 3 項および 4 項によりスタンダードサポートの提供を受けられないことに起因してお客様またはその他の第三者に生じた結果的損害、付随的損害および逸失利益に関して DIS およびトレンドマイクロは一切の責任を負いません。
6. 本規約のもとで、理由の如何を問わず DIS がお客様またはその他の第三者に対して負担する責任の総額は、お客様が損害を生じる直前の 3 か月間に本規約のもとでお客様が実際に支払われた対価の 100% を上限とします。

#### 第 11 条（サポートサービス）

1. DSAAS の保守等関連するサポートサービスはトレンドマイクロが本条に定める条件に基づき、直接お客様に提供し、DIS はその責任を負わないものとします。トレンドマイクロは、DSAAS の申込後、DIS が定める手続に従ってユーザ登録を行ったお客様に対し、DSAAS 利用契約の期間中 DSAAS に関するユーザサポートサービス（以下「スタンダードサポート」といいます）を提供いたします。
2. お客様は、前項記載のユーザ登録の内容に変更が生じた際には、DIS およびトレンドマイクロに対し遅滞なく届出を行うものとします。
3. スタンダードサポートの提供に関するトレンドマイクロの義務は、本条 1 項記載の内容に関する合理的な努力を行うことに限られるものとします。また、トレンドマイクロは、以下のいずれかに該当するお客様に対してスタンダードサポートを提供する義務を負わないものとします。
  - （1）DIS が定める手続に従ったユーザ登録を行っていないお客様
  - （2）前項所定の変更の届出を行っていないお客様または当該変更の届出に不備があるお客様
  - （3）DSAAS 利用契約が有効期間にないお客様
  - （4）DSAAS をトレンドマイクロが指定する以外の言語に対応するオペレーティングシステムとともに利用しているお客様
  - （5）DSAAS 利用料金を支払わないまたは支払が滞ったお客様
  - （6）体験版を利用しているお客様
4. トレンドマイクロは、以下の場合、お客様へ事前の通知を行うことなくスタンダードサポートの提供を停止できるものとします。
  - （1）システムの緊急保守を行うとき
  - （2）火災、停電等の不可抗力および第三者による妨害等によりシステムの運用が困難になったとき
  - （3）天災またはこれに類する事由により、システムの運用ができなくなったとき
  - （4）上記以外の緊急事態により、トレンドマイクロがシステムを停止する必要があると判断するとき

5. お客様は、DSAAS を契約している間、スタンダードサポートの提供を受けることができます。DSAAS 利用契約終了後はスタンダードサポートを受けることはできません。
6. 前各項にかかわらず、トレンドマイクロは、DSAAS についてトレンドマイクロの都合によりスタンダードサポートを終了することがあり、トレンドマイクロがスタンダードサポートを終了した場合、DIS およびトレンドマイクロはお客様に対するスタンダードサポートを提供する義務を負わず、終了および終了の連絡遅延によりお客様に生じた損害についてもその責任を負わないものとします。なお、終了時は、DIS が配信する Web ページによりご案内いたします。

## 第 12 条（守秘義務）

1. お客様は、（１）本規約記載の内容、および、（２）本規約および DSAAS の利用に関連して知り得た情報（ライセンス製品のシリアル番号、アクティベーションコード、RK およびライセンスキー、スタンダードサポートに関連する電話番号、ファックス番号、メールアドレス、URL、IP アドレスならびにスタンダードサポートの一環としてコンピュータネットワークを介して提供される情報内容を含みます）につき、DIS の書面による承諾を得ることなく第三者に開示、漏洩しないものとし、かつ、本規約における義務の履行または権利の行使に必要な場合を除き方法を問わず利用しないものとします。ただし、国家機関の命令による開示等正当なる事由に基づき開示する場合はこの限りではありませんが、その場合には DIS に対して速やかに事前の通知を行うものとします。
2. 前項にかかわらず、以下各号に定める事項については前項の適用を受けないものとします。
  - (1) 開示を受けた時に既に公知である情報
  - (2) 開示を受けた後、自己の責によらず公知となった情報
  - (3) 開示を受ける前から、自己が適法に保有している情報
  - (4) 第三者から、守秘義務を負わず適法に入手した情報
  - (5) DIS またはトレンドマイクロの機密情報を使用または参照することなく独自に開発した情報
3. 前各項の規定は、DSAAS 利用契約が解除、期間満了またはその他の事由によって終了したときであってもなおその効力を有するものとします。

## 第 13 条（監査権）

DIS は、お客様による本規約の遵守を確認する目的で、事前通知のうえ、DIS の負担によりお客様に対して監査を行う権利を有するものとします。

## 第 14 条（提供中止）

1. DIS は、下記の場合、お客様へ事前の通知を行うことなく、DSAAS の提供を中止することがあります。
  - (1) DIS ならびにトレンドマイクロの DSAAS 用設備を含む各種システム（以下、「システム」といいます。）の保守を定期的にもしくは緊急にて行う場合
  - (2) インターネットを含むネットワークの障害、火災もしくは停電等の不可抗力、または、第三者による妨害等によりシステムの運用が困難になったとき
  - (3) 天災またはこれに類する事由により、システムの運用ができなくなったとき
  - (4) お客様からの DSAAS 利用料金の支払が滞ったとき



(5)お客様の所在が不明であるとき

(6) 上記以外の緊急事態により、DIS ならびにトレンドマイクロが DSAAS を停止する必要があると判断したとき

- DIS は前項に基づく DSAAS の提供の中止によって生じたお客様および第三者の損害につき、一切の責任を負いません。

## 第 15 条 (契約の解除)

- お客様は、DSAAS を DIS 所定の方法により契約期間中いつでも解除を申し入れることができます。この場合、DIS に通知があった月の翌月末日に利用契約は終了するものとします。事由の如何を問わず、DIS が受け取り済みの DSAAS 利用料金はお客様に返金することは致しかねます。
- お客様が本規約に違反した場合、お客様は、本規約に基づく DSAAS 利用料金その他の債務の全てについて、当然に期限の利益を失い、DIS に対して直ちにその料金その他の債務を弁済しなければならないものとします。かつ、DIS はお客様への通知をすることなく、DSAAS 利用契約を解除することができるものとします。その場合、DSAAS 利用契約は規約違反の状態の発生と同時に終了するものとします。
- 前項に定める他、お客様が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜ゴロもしくは特殊知能暴力集団等その他これらに準じる者（以下「暴力団等」という）、に該当する、または次の各号のいずれかに該当することが判明した場合、お客様は、本規約に基づく DSAAS 利用料金その他の債務の全てについて、当然に期限の利益を失い、DIS に対して直ちにその料金その他の債務を弁済しなければならないものとします。かつ、DIS はお客様への通知をすることなく、DSAAS 利用契約を解除することができるものとします。その場合、DSAAS 利用契約は同時に終了するものとします。
  - 暴力団等が経営を支配しているまたは経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
  - 自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団等を利用していると認められる関係を有すること
  - 暴力団等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
  - 役員または経営に実質的に関与している者が、暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- お客様が次の各号のいずれかに該当することが判明した場合、DIS からお客様への通知をすることなく、お客様は、本規約に基づく DSAAS 利用料金その他の債務の全てについて、当然に期限の利益を失い、DIS に対して直ちにその料金その他の債務を弁済しなければならないものとします。かつ、DIS はお客様への通知をすることなく、DSAAS 利用契約を解除することができるものとします。その場合、DSAAS 利用契約は規約違反の状態の発生と同時に終了するものとします。
  - DIS への申告、届出内容に虚偽があった場合
  - お客様がその負担すべき債務の全部又は一部について不完全履行もしくは履行遅滞に陥ったとき

- (3) 第 14 条の規定により DSAAS を停止されたお客様が、その原因たる事実を解消しない場合
  - (4) お客様が、破産法、民事再生法又は会社更生法の適用の申立、その他これらに類する事由が生じたとき
  - (5) お客様が、トレンドマイクロが運営するサーバ経由でスパムメールなどの不正なメールを送信した場合
  - (6) お客様の所在が不明であるとき
  - (7) 本規約に違反した場合
  - (8) 事由の如何を問わず、トレンドマイクロが DSAAS の提供を取りやめた場合
  - (9) その他、お客様として不適切と DIS が判断した場合
5. DIS は契約期間中であっても、お客様に対する 1 か月前の通知により DSAAS 利用契約の一部または全部を終了させることができるものとします。
6. DSAAS 利用契約が終了または解除された場合、お客様はすみやかに本ソフトウェアをアンインストールするものとします。
7. お客様は、本条に定める事由のいずれかに該当した場合、DIS はこの規約に基づく DSAAS 利用料金その他の債務の全てについて回収代行会社を通じて請求することがあること、ならびに、お客様に係る氏名、名称、住所若しくは居所、連絡先の電話番号及び請求書の送付先ならびにその他債権の請求及び回収を行うために必要な情報を DIS が各回収代行会社に提供すること、につきあらかじめ同意するものとします。

#### 第 16 条（個人情報の取り扱いについて）

1. お客様は、DIS およびトレンドマイクロがお客様に関する以下の個人情報(変更後の情報を含みます。以下「個人情報」といいます。)につき必要な保護措置を講じたうえで収集、利用し、同社が定める相当な期間保有することに同意します。
- (1) 氏名、会社名、性別、生年月日、住所、電話番号、メールアドレス等、お客様が第 11 条 1 項または 2 項に基づき届け出た事項
  - (2) 購入サービス、ユーザ登録日、契約の更新状況、対価の振込に関連して開示された情報等、お客様と DIS との DSAAS 利用契約にかかわる事項
  - (3) お客様から提出された問い合わせ内容およびアンケートへの回答内容等
2. お客様は、DIS およびトレンドマイクロがコンピュータまたはインターネットに関連するセキュリティ対策製品およびサービスの提供に関する事業において、以下の目的のために個人情報を利用することに同意します。
- (1) サポートサービスの提供
  - (2) DSAAS 利用契約の更新案内
  - (3) DIS が取り扱っている製品およびサービスに関する案内
  - (4) DIS が取り扱っている製品およびサービスに関連のある他社製品の案内
  - (5) セキュリティに関する情報の提供
  - (6) アンケート調査ならびにキャンペーン、セミナーおよびイベントに関する案内等のマーケティング

## ング活動

(7) DIS が取り扱っている製品またはサービスの開発を目的とした分析および調査ならびにベータテストの依頼に関する通知

3. お客様は、DIS が前項の各行為を実施するにあたり、同社の子会社および関連会社、販売代理店ならびに代行業者に対して本条第 1 項所定の個人情報を提供、もしくは、個人情報の取り扱いの全部または一部を委託する必要があることに同意します。尚、当該個人情報を同社の子会社および関連会社、販売代理店ならびに代行業者に対して提供、もしくは、個人情報の取り扱いの全部または一部を委託する場合には、適切な安全管理措置を講じた上で、電子メール、記憶媒体などの送付により行います。
4. お客様は、DIS に対し、自己に関する客観的な事実に基づく個人情報に限り、開示するよう請求することができるものとします。なお、開示請求にあたっては、別途 DIS が定める手続が必要となります。開示請求により万一個人情報の内容が不正確または誤りであることが判明した場合、DIS は速やかに当該個人情報の訂正もしくは一部削除に応じるものとします。
5. 前項にかかわらず、以下のいずれかに該当する情報については、DIS は開示の義務を負わないものとします。
  - (1) DIS または第三者の営業秘密またはノウハウに属する情報
  - (2) 保有期間を経過し、現に DIS が利用していない情報
  - (3) 個人に対する評価、分類、区分に関する情報
  - (4) DIS 内部の業務に基づき記録される情報であって、これが開示されると業務の適正な実施に著しい支障をきたす恐れがあると同社が判断した情報
6. お客様は、DIS が本条 2 項に記載される目的のために個人情報を利用することにつき停止および第三者への提供の停止の申し出を行うことができるものとし（但し、法令等に定めがある場合を除く）、同社は当該申し出を受けた場合利用停止の措置を講じるものとします。ただし、サポートサービスの提供または更新案内等、業務上必要な通知に同封または併記される製品案内、通知等についてはこの限りではありません。
7. お客様は、DSAAS 利用契約が終了するかまたは解除された場合であっても、その理由の如何を問わず本条 1 項に基づきユーザ登録を行った事実に関する個人情報が DIS により一定期間利用されることに同意します。
8. お客様が本条にご同意いただけない場合、DSAAS に関する一部もしくは全部のサービス提供等を受けられない場合があります。
9. DIS およびトレンドマイクロは、DSAAS 利用契約の履行のために合理的に必要な範囲内で、自己の責任においてトレンドマイクロの海外子会社に開示できるものとする。  
この場合、DIS およびトレンドマイクロは海外子会社に本条の義務を遵守させるものとします。

## 第 17 条（一般条項）

1. お客様は、DIS の書面による事前の承諾を得ることなく、DSAAS（本ソフトウェア、ドキュメンテーション及びガイドブックを含む）を日本国外へ持ち出すことはできないものとします。
2. お客様は、DSAAS およびそれらにおいて使用されている技術（以下「本ソフトウェア等」といいます）が、外国為替および外国貿易法、輸出貿易管理令、外国為替令および省令、ならびに、米国輸出管理

規則に基づく輸出規制の対象となる可能性があること、ならびにその他の国における輸出規制対象品目に該当している可能性があることを認識の上、本ソフトウェア等を適正な政府の許可なくして、禁輸国もしくは貿易制裁国の企業、居住者、国民、または、取引禁止者、取引禁止企業に対して、輸出もしくは再輸出しないものとします。

3. お客様は、2014年9月現在、米国により定められる禁輸国が、キューバ、イラン、北朝鮮、スーダン、シリアであること、禁輸国に関する情報が、以下のウェブサイトにおいて検索可能であること、ならびに本ソフトウェア等に関連した米国輸出管理法令の違法行為に対して責任があることを認識の上、違法行為が行われないよう、適切な手段を講じるものとします。

<http://www.treas.gov/offices/enforcement/ofac/>

<http://www.bis.doc.gov/complianceand enforcement/liststocheck.htm>

4. DSAAS 利用契約の締結により、お客様が米国により現時点で輸出を禁止されている国の居住者もしくは国民ではないこと、および本ソフトウェア等を受け取ることが禁止されていないことを認識し、お客様は、本ソフトウェア等を、大量破壊を目的とした、核兵器、化学兵器、生物兵器、ミサイルの開発、設計、製造、生産を行うために利用しないことに同意するものとします。
5. 本規約は、DSAAS の利用に関し、DSAAS 利用契約の締結以前にお客様と DIS との間になされたすべての取り決めに優先して適用されます。なお、DIS は、お客様へ事前の通知を行うことなく本規約の内容、スタンダードサポートの内容およびその他の告知内容を変更できるものとし、当該変更がなされた場合、従前の本規約の内容、スタンダードサポートの内容およびその他の告知内容は無効となり、最新の本規約の内容、スタンダードサポートの内容および告知内容が適用されるものとします。
6. お客様は、DIS からお客様への通知が電子媒体かつ電子的手段によってなされる場合があること、および、当該通知を受領することに同意するものとします。
7. お客様が、LMP へログインするための ID とパスワード、DSAAS のシリアル番号、アクティベーションコード等を漏洩した場合には、お客様は、DIS に対して、速やかに書面にて報告をするものとします。また、お客様は、トレンドマイクロの指示に従い、当該 LMP の ID とパスワード、DSAAS のシリアル番号、アクティベーションコード等の使用を速やかに中止するとともに、DIS が別途指定する金額および手続きによって、当該シリアル番号、アクティベーションコード等を購入し、再インストール等の作業を自らの責任と費用によって行うものとします。
8. DSAAS において有害サイトのアクセス規制機能、フィッシング対策機能等を有する場合、お客様が当該機能を有効にし、Web ページにアクセスした場合、以下の事象がおこることがあります。
  - (1) お客様がアクセスした Web ページの Web サーバ側の仕様が、お客様が入力した情報等を URL のオプション情報として付加し Web サーバへ送信する仕様の場合、URL のオプション情報にお客様の入力した情報 (ID、パスワード等) などを含んだ URL がトレンドマイクロのサーバに送信される。
9. この場合、トレンドマイクロでは、お客様がアクセスする Web ページの安全性の確認のため、これらのお客様より受領した情報にもとづき、お客様がアクセスする Web ページのセキュリティチェックを実施します。
10. お客様が DSAAS 利用契約に基づいて DSAAS を利用する権利は、譲渡することができません。
11. 第 8 条および第 10 条の各定めは、本規約が解除、期間の満了またはその他事由によって終了したときであってもなおその効力を有するものとします。

12. 本規約は、日本国法に準拠するものとします。本規約に起因する紛争の解決については、大阪地方裁判所が第一審としての専属的管轄権を有するものとします。

(別紙)

DSAAS サービスメニュー、利用料金表および支払条件

<月額利用料金>

製品名	価格 (税別)
DSAAS 月額版	15,000円/1ライセンス
DSAAS 年額版 (DSAAS 年額パッケージを含みます。)	(オープンプライス)

<支払条件>

DSAAS 月額版の利用料金については、お客様は利用月の翌月末日までにDIS指定の銀行口座へ振り込むものとします。

DSAAS 年額版の利用料金については、お客様はDISならびにDISの販売店が提示する期日までにDISならびにDISの販売店指定の銀行口座へ利用料金全額を振り込むものとします。

なお、利用料金の支払いを DIS が指定する回収代行会社へ委託された場合、利用料金は当該回収代行会社の利用規約において定められた振替日に利用者指定の口座から引落されるものとします。

<DIS の指定振込先口座>

みずほ銀行 口座番号は DIS が送る請求書に記載しております。

<各クレジット会社>

1. 株式会社ジェーシービー (以下 J C B といいます。) 又は同社の提携する会社若しくは組織が、J C B の定めるところにより発行するクレジットカード
2. ビザ・ジャパン協会に加盟する会社又は組織が、V I S A International Service Association (以下 V I S A といいます。) の定めるところにより発行するクレジットカード
3. オムニカード協会に加盟する会社又は組織が、Master Card International Incorporated (以下マスターカードといいます。) の定めるところにより発行するクレジットカード
4. ユーシーカード株式会社又は同社の提携する会社若しくは組織が、V I S A 又はマスターカードの定めるところにより発行するクレジットカード
5. Diners Club International Limited (以下ダイナースといいます。) に加盟する会社又は組織が、ダイナースの定めるところにより発行するクレジットカード

- 6 American Express International Incorporated（以下AME Xといいます。）又は同社がその決済を代行する会社若しくは組織が、AME Xの定めるところにより国内で発行するクレジットカード
- 7 株式会社クレディセゾン又は同社がその決済を代行する会社若しくは組織が、V I S A又はマスターカードの定めるところにより発行するクレジットカード

附則（14-D I S C-D001号）

本規約は、2014年11月17日から実施します。

附則（15-D I S C-D002号）

この改定規定は、2015年9月30日から実施します。